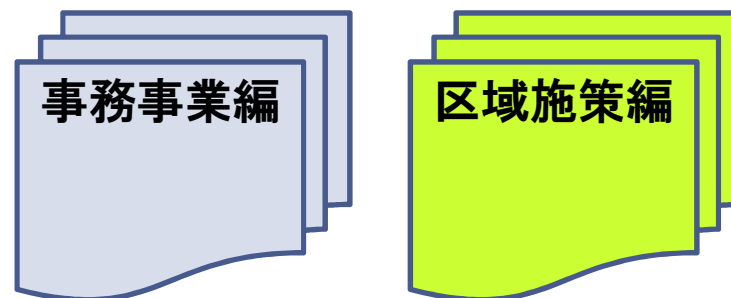


1. 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) の策定に向けて





地球温暖化対策実行計画とは

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体（地球温暖化対策）実行計画」を策定するものとされています。
- 地球温暖化対策実行計画は、大きく分けて2つの部分(「**事務事業編**」と「**区域施策編**」)から構成されます。



事務事業編と区域施策編

	事務事業編	区域施策編
根拠条文	法第20条の3第1項	法20条の3第3項 ※
内容	地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画	区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策についての計画
例	庁舎・地方公共団体が管理する施設の省エネ対策等 	産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門における省エネ対策等 
策定義務	全ての地方公共団体	都道府県、政令指定都市、中核市、特例市 ※上記以外の市町村には策定義務なし
本市の策定状況	平成24年3月策定	未策定 ※ただし、市環境基本計画中、温暖化対策に関する部分については区域施策編として位置づけている

※法20条の3第3項

都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市(以下「指定都市等」という。)は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の制御等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

地球温暖化対策実行計画の策定率（H26.10時点）

団体区分	合計	事務事業編	区域施策編
都道府県	47	47 (100%)	47 (100%)
指定都市	20	20 (100%)	16 (80.0%)
中核都市	43	43 (100%)	42 (97.7%)
特例市	40	40 (100%)	36 (90.0%)
その他市町村	1,638	1,389 (79.8%)	242 (14.8%)
合計	1,788	1,436 (80.3%)	383 (21.4%)

地球温暖化対策に関する動向等（1）

京都議定書に基づく我が国の削減目標と達成状況

ア 目標値

京都議定書約束期間（2004年から2012年まで）中に、基準年である1990年比で6%削減

イ 達成状況

2008年から2012年の5カ年平均は、基準年比8.4%減となり、京都議定書の目標を達成。

（平成26年4月環境省発表）

地球温暖化対策に関する動向等（２）

国における今後の目標

2013年11月に国が気候変動枠組み条約事務局に登録した内容

目標値

平成32（2020）年度までに平成17（2005）年度比で3.8%削減。

※米国、中国、インドなど主要排出国も、2005年を基準年としている。

当面の地球温暖化対策に関する方針

(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部)

地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。

国の取り組みだけでなく、地方公共団体の積極的な取組も益々重要性を増してきており、国も区域施策編の策定に向けて地方を支援している。



環境省 地球温暖化対策地方公共団体
実行計画(区域施策編)策定支援サイト

ロサイトマップ
文字拡大・読み上げツール

マニュアル・策定支援ツール ～排出量算定～

環境省 > 総合環境政策 > 実行計画策定支援サイトトップページ > 実行計画(区域施策編)トップページ > マニュアル・策定支援ツール

- 特定事業所排出量データを活用した自治体別排出量の分析結果
- 排出量算定システム
- 部門別CO₂排出量の現況推計(※簡易版マニュアルに対応)
- 部門別CO₂排出量計算シート(※簡易版マニュアルに対応)
- 地方公共団体実行計画(区域施策編)マニュアルに関する低炭素化手法の検討
- 全国市区町村自動車排出量データ

トップページ
実行計画(区域施策編)新着情報
実行計画(区域施策編)の概要
温暖化対策駆け込み相談室
策定状況
▲ 施行状況調査結果

市環境基本計画における地球温暖化対策から区域施策編へ

上天草市環境基本計画

第1章 基本的事項

第2章 市の現況

第3章 環境の概要

第4章 基本計画

- 1 自然環境の保全及び創造
- 2 生活環境の保全及び創造
- 3 地球環境の保全**
- 4 循環型社会の構築
- 5 環境教育及び環境保全実践行動の推進

区域施策編として章を追加

第5章 計画の推進と管理

温暖化対策の取組み

3 地球環境の保全

省エネルギー・省資源対策、新エネルギーの利活用を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減します。

- (1) 市民の取組み
- (2) 事業者の取組み
- (3) 市の取組み

環境基本計画の見直しに合わせ、区域施策編を策定

温暖化対策実行計画区域施策編

- 1 実行計画策定の背景、意義
- 2 温室効果ガス排出量の現況推計
- 3 目標設定
- 4 対策・施策
(事業者や市民が身近に取組みやすい事例の紹介)